

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 全体に関する御意見		
1	我が国において太陽光発電を推進することに反対。再エネの導入を縮小すべき。山林の環境、治水、景観、生態系などに配慮せず、無秩序に太陽光パネルを敷き詰めることは、自然破壊そのものではないか。寿命の尽きた太陽光パネルの廃棄・リサイクルの問題もある。再エネ発電事業者は外資系企業が多く、国内の自然環境保護への配慮が不十分であることに加え、施設の維持や災害発生時の対応が不透明である。また、再エネの導入拡大に伴い、再エネ賦課金の負担も大きくなっている。	再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、2030年度36～38%の導入目標の実現に向けて最大限導入していくことが政府の基本方針です。一方、再エネの導入に際し、安全面、防災面、景観・環境への影響などの地域の懸念が顕在化した例もあると承知しています。 こうした地域の懸念に適切に対応すべく、来年4月に施行する改正再エネ特措法では、①条例を含む関係法令の違反事業者などに対するFIT/FIP交付金による支援の一時停止や、違反期間中のFIT/FIP交付金による支援額の返還といった措置、②住民説明会の開催など、周辺地域の住民に対する事業内容の事前周知をFIT/FIPの認定要件とする措置を盛り込んでいます。
2	今回の措置内容は、風力発電の事業開発段階における予見性を著しく低下させ、2030年陸上風力17.9GW導入実現の大きな支障となるおそれがある。拙速に制度改正を進めず、事業予見性を確保する制度措置と合わせた慎重な議論を行っていただきたい。改正内容の再考・再検討を強く望む。	この中で、本施行規則の改正は、関係審議会における議論も踏まえ、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、改正再エネ特措法の施行を待たずに、本年10月からFIT/FIP認定の申請要件とするものなどであり、地域の懸念に速やかに対応していくものです。 これらの措置による事業規律の強化を踏まえ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を進めてまいります。
2. 認定手続の厳格化(災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可(以下「当該許認可」という。)の認定申請要件化)に関する御意見		
① 当該許認可の認定申請要件化全般に関する御意見		
3	当該許認可について、認定申請要件とすることに賛成。	頂いた御意見は、政策立案の参考とさせていただきます。
4	当該許認可を取得しなければFIT/FIP認定申請ができないとなると、事実上、林地開発を伴うような開発は断念するしかない。林地開発には多くの費用が掛かる一方で、FIT/FIP認定が得られなければ収支計画が立てられず、金融機関からの融資も得られない。感情論優先で、財産権を過度に制限する制度改正は行うべきではない。災害の危険性等への対応は、森林法改正等により、既に措置されているのではないか。こうした点について、関係省庁・金融機関とどのような調整をしたか具体的に示されたい。また、今般の措置により、許認可取得の具体的な手続・スケジュールがどのようになるのか、明示されたい。	今般の措置は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件とするものです。この制度趣旨は全ての電源に共通して妥当するため、電源種を問わずに措置対象とします。
5	当該許認可の取得について、FIT/FIPの認定申請のタイミングまでに求めるのではなく、運転開始のタイミングまでに求めることとすべき。特に環境アセスメントの対象案件については、環境アセスメント手続終了まで再エネ発電設備の配置が確定しないことを踏まえ、手戻りが生じないためにも、運転開始のタイミングまでに当該許認可の取得を求めることとすべき。	ただし、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行う(環境アセスメント手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント手続完了後であっても当該許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。)こととする措置を設けます。 こうした措置は、関係省庁が共同事務局となる「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」や、総合エネルギー調査会の下に設けられ、有識者・関係省庁等が参加する「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG(以下「地域共生WG」という。)」における議論を踏まえたものです。また、地域共生WGにおいては、許認可取得の具体的な手続・スケジュールが示されているほか、金融機関へのヒアリング結果等も公表しているところで。
6	当該許認可の認定申請要件化は、再エネ海域利用法の適用対象となる洋上風力発電事業にも適用されるのか。洋上風力発電事業でも、陸上の設備(送電線や陸上変電所等)について、許認可取得が必要となる場合があるが、FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得できる蓋然性が低い。再エネ海域利用法に基づき占用権を得ながら、認定取消しのリスクを抱えることは、予見可能性を損なう。これらの点を踏まえると、適用除外とすべきではないか。	なお、当該許認可の認定申請要件化に関しては、FIT・FIP認定の申請(新規認定・変更認定)を行った再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しないこととする経過措置を設けます。 ①入札対象案件以外は、2023年10月1日前にFIT・FIP認定(新規認定)の申請を行った場合 ②入札対象案件は、2023年10月1日前に入札の事業計画受付締切りが到来する場合 ③再エネ海域利用法対象案件は、2023年10月1日前に公募占用計画の提出期限が到来する場合

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	当該許認可の認定申請要件化については、再エネ特措法9条2項6号の「再生可能エネルギー発電設備の設置場所」(以下「設置場所」という。))において必要な場合に限らず、送電線敷設用地等の設備設置場所以外において必要な場合も適用されるのか。仮に適用されるとすれば、環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備に係る措置について、設置場所と設備場所以外で差異はあるのか。設置場所以外については、計画の修正の可能性がより大きいことから、設置場所における場合よりも時間的な猶予を設けるなどの取扱いもあり得るのではないか。	今般の措置は、「再生可能エネルギー発電設備の設置場所」において、再エネ発電事業計画の実施に必要な許認可を対象としたものです。その上で、「再生可能エネルギー発電設備の設置場所」に該当しない送電線路等に関しても、従前のとおり、当該許認可の取得を含めた関係法令の遵守、占用許可や土地の権利者の合意が必要であり、事業実施の確実性や関係法令違反の確認等が必要であると判断した場合には、これらの確認を行う可能性があります。
② 環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備に係る措置に関する御意見		
8	環境アセスメント手続の方法書手続開始以降、評価書による確定通知を受けるまでに3年程度の期間を要し、更に林地開発許可の取得には更に2年程度の期間を要する。環境アセスメント手続の方法書段階でFIT/FIP認定申請を認める現行制度のスケジュールと齟齬があるのではないか。また、「3年」という期間設定について、十分な根拠は示されていない。このため、認定から3年以内に当該許認可等を取得できなかったとしても、一律に認定を取り消すべきではなく、認定から3年を経過した時点での許認可取得に向けた協議状況を確認した上で、一定の幅を持った対応が適切。あるいは、「5～6年程度」などのより長い期間を設定するか、当該許認可取得に関する事前協議の実施を許認可取得の代替要件として認めることが適切。	環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行う(環境アセスメント手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント手続完了後であっても当該許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。)こととする措置を設けます。
9	当該許認可の取得に3年超の期間を要する事業が増加している。環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備について、認定から3年以内に許認可を取得することを条件とした条件付認定を行うことで、拙速に許認可等の処分を取得させる動きに繋がりが、かえって地域共生と逆行するのではないか。	今般の措置対象とする災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることを踏まえても、このように条件付認定を行った上で、「3年」という一定の期間を区切った対応を含めて、厳格な対応を行うことが不可欠であると考えています。
10	当該許認可取得の遅延が許可権者側の理由による場合は、認定取消しの対象外としてほしい。または、許認可取得の遅延期間(標準処理期間の超過分)を、条件付認定の期間(3年間)にプラスするような運用としてほしい。	「3年」の期限については、開発までのリードタイムの長さや、現行の土地の使用権原を証する書類に関するルールなどを参考として、地域共生WGにおいて取りまとめられた考え方を踏まえたものです。なお、FIT/FIP認定申請については、環境アセスメント手続における方法書の手続開始以降の任意の時期に可能であり、当該許認可の取得に向けた対応状況を踏まえながら、適切なタイミングでFIT/FIP認定申請を求めていくことで、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図っていきます。
11	環境影響評価の手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価の手続完了後であっても当該許認可等の処分取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消すとしていているが、どのような行為が「一連の事業に着手」や「開発行為に着手」に当たるのか、行政による恣意的な運用を防止するため、あらかじめ明確に定めておくべき。発電所本体の許認可取得を待たずに、土地の測量や自営線の工事などに着手する場合も想定される。また、発電所の設計・発注、事業会社の設立、資金の調達行為等も「一連の事業に着手」に当たるおそれはないのか。災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可に抵触しない行為であれば、「一連の事業に着手」や「開発行為に着手」に該当しないということを確認したい。	「一連の事業に着手」や「開発行為に着手」の内容は、個別事案に応じて異なることから、当該許認可の趣旨や個別の事実関係に応じて、適切に運用してまいります。
12	本措置は、再エネ特措法施行規則の規定上、「当該許認可等の処分を受けていることを求めないことに特段の理由がある場合」として取り扱うということか。運用上の取扱いとするのではなく、3年間の猶予期間があることも含めて、再エネ特措法施行規則中に明文化すべき。仮にルール変更を行うことがある場合には、意見募集手続の対象とすべき。	御指摘の点については、再エネ特措法施行規則において「特段の理由がある場合」に例外的措置があることを明確化した上で、透明性・明確性を確保するために、期間・要件を含めた措置の詳細内容は、再エネ特措法施行規則の解釈を示す「事業計画策定ガイドライン」において規定することとします。その上で、仮にルール変更を行うことがある場合には、適切な行政手続を経て、関係規定の改正を行います。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
③ それぞれの許認可に関する御意見		
13	「森林法第10条の2第1項の開発行為の許可」について、変更許可・変更届出は含まれるのか。	再エネ発電事業計画の実施に森林法第10条の2第1項の開発行為の許可が必要になる場合であって、同項に基づき当初受けた許可では、再エネ発電事業計画の実施ができないときは、FIT/FIP制度の新規認定申請前に、森林法等に基づく変更許可・変更届出・新規許可の取り直しを行う必要があります。
14	「森林法第10条の2第1項の開発行為の許可」について、①発電所の設置場所とその周辺に保安林と普通林が混在しているケース、②認定申請段階(環境アセスメント手続の方法書段階)では造成図面が作られていないケースなどについて、開発行為の規模、森林法の許可取得の要否を誰がどのように判断するのが不明であり、事業開発上の大きなリスクとなるのではないか。	今般の措置は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件とするものです。 ただし、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行う(環境アセスメント手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント手続完了後であっても当該許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。)こととする措置を設けます。
15	「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可」について、宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内で盛土等を行った土地の上に地上設置型の太陽光発電施設を設置する場合には、許可書類の添付が必要という理解でよいのか。宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内で盛土等を行わずに地上設置型の太陽光発電施設を設置する場合には、許可書類の添付は不要という理解でよいのか。	宅地造成等規制区域内については、再エネ発電事業計画の実施に「宅地造成等に関する工事」を行う必要がある場合に、この「宅地造成等に関する工事」の許可(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項)をFIT/FIP認定の申請要件とするものです。 また、特定盛土等規制区域内については、再エネ発電事業計画の実施に「特定盛土等又は土砂の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして同法の政令で定める規模のものに限る。以下同じ。)」を行う必要がある場合に、この「特定盛土等又は土砂の堆積」に関する工事の許可(宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項)をFIT/FIP認定の申請要件とするものです。
16	「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可」について、同法の改正前の第8条第1項本文の許可が必要な場合には、その取得状況が分かる書類も添付させるべきではないか。	御意見のとおり、修正いたします。
④ 当該許認可の要否に関する変更であって、当該許認可等に関連する制度の変更に伴うものを「軽微でない変更」に追加する改正(以下「軽微な変更に係る改正」という。)に関する御意見		
17	軽微な変更に係る改正について、「制度の変更に伴うもの」とはどういう意味か。①事業者による事業計画の変更に伴うものを想定しているのか、法令や許認可が必要となる対象区域の変更に伴うものを想定しているのか、あるいはそのいずれをも想定しているのか。事業者の責によらない事由は含まれるのか。②FIT/FIP認定申請時には許認可が必要ではなかったけれども、あとから事情が変わって許認可取得が必要となった場合(盛土規制法に基づく新規のエリア指定など)はどうすればよいのか。③森林法に基づく開発行為の許可に係る変更届出が必要になった場合は、軽微な変更となるのか。	FIT/FIPの新規認定申請・認定取得後に、事後的に当該許認可の取得が必要となった場合については、その時点において、「再エネ発電事業計画の実施に必要な当該許認可を当該認定の申請までに受けていること」という認定基準を満たさなくなり、認定基準違反として、FIT/FIP認定の取消しの対象となります。 ただし、この認定基準については、「『FIT/FIP認定申請時点の当該許認可に係る制度を前提とした場合に、』再エネ発電事業計画の実施に必要な当該許認可を当該認定の申請までに受けている」かどうかで判断することとします。したがって、当該許認可に関連する制度の変更(例:許認可を要する条件に係る制度変更、許認可を要するエリアの新規指定等)により、事後的に当該許認可の取得が必要となった場合については、直ちに上記の認定基準違反となるものではなく、当該許認可の事後取得がなされた場合には認定は継続します。
18	環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備について、事後的に当該許認可が必要となった場合、その変更認定から3年以内に当該許認可を取得すればよいのか。自治体や地域住民等の要望を踏まえて事業計画を容容させていくものであることを踏まえると、前述のような場合にも、変更認定から3年以内の猶予期間を設けるべき。	今般の軽微な変更に係る改正は、前述のただし書の場合において、当該許認可に関連する制度の変更に伴う許認可の要否の変更の発生を、経済産業省が的確に把握するために講じるものです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	軽微な変更に係る改正により、FIT/FIP制度での変更認定審査中に、当該許認可に係る審査が滞る事態が生じることのないようにすべき。FIT/FIP制度での変更認定の前であっても、当該許認可の権限を有する行政庁が審査を行って許認可を行うことは妨げられないことを明言されたい。	頂いた御意見については、関係省庁とも連携し、政策立案の参考とさせていただきます。なお、FIT/FIP制度における認定に係る実務が、当該許認可の権限を有する行政庁の審査やそのスケジュールに影響を与えることは想定されません。
20	軽微な変更に係る改正の意図は、経済産業省（資源エネルギー庁）が、当該許認可の取得に関する調整を許認可権者である関係省庁と実施していただけるとの理解で正しいか。理解が間違っているのであれば、追加には強く反対する。	今般の軽微な変更に係る改正の趣旨については、No.17及びNo.18の御意見に対する考え方にお示しているとおりであり、御指摘のように「経済産業省（資源エネルギー庁）が、当該許認可の取得に関する調整を許認可権者である関係省庁と実施」する趣旨のものではありません。
⑤ 再エネ特措法施行規則の様式に係る改正に関する御意見		
21	様式の改正については、再エネ特措法施行規則第9条の改正に伴い、許認可取得の要否に関する新規認定申請及び変更認定申請の様式を変更するものと理解してよい。意見募集手続の対象事項以外の点については実質的な変更はないことを明言されたい。	本施行規則における様式の改正は、当該許認可の認定申請要件化や、屋根設置太陽光発電設備に係る認定申請時の添付書類の追加等に伴い、再エネ発電事業計画認定申請書等の様式に所要の改正を加えるものです。
⑥ 入札実施指針の改正に関する御意見		
22	入札参加資格に関する基準から、当該許認可の取得を除くのはなぜか。申請までに許認可を取得する必要はないということか。入札を優遇する理由は何か。	入札対象案件については、入札参加時にFIT/FIP認定を取得できるかどうかは確定していないことを踏まえ、入札参加時（事業計画提出時）ではなく、落札後、FIT/FIP認定申請までに当該許認可の取得を求めることとします。ただし、仮に落札した場合であっても、FIT/FIP認定申請までに当該許認可を取得できなかった場合には、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消すとともに、保証金を全額没収します。
23	入札対象案件について、FIT/FIP認定申請までに当該許認可を取得できなかった場合に、落札者決定を取り消し、保証金を全額没収することに反対。事業融資組成に対する大きなリスクとなる。代替案として、例えば、保証金は全額没収されるものの、同一の発電設備を用いた事業計画で再度入札に参加するときは、再度入札に参加する際に、過去に没収された保証金の額と同額まで保証金を免除することはできないのか。	今般の措置対象とする災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることを踏まえても、FIT/FIP認定申請までに当該許認可を取得できなかった場合には落札者決定を取り消し、保証金を全額没収するといった厳格な対応を行うことが不可欠であると考えています。
24	当該許認可の認定申請要件化に当たって、このパブリックコメントが募集された時点で既に入札保証金を支払っている落札済事業は、十分な経過措置を設け、保証金が没収されないように保護される必要がある。	また、入札対象案件に係る当該許認可の認定申請要件化に関しては、2023年10月1日前に入札の事業計画受付締切りが到来するものについては適用しないこととします。御指摘の「このパブリックコメントが募集された時点で既に入札保証金を支払っている落札済事業」については、措置の適用対象外です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
⑦ その他		
25	当該許認可を認定申請要件にするのであれば、当該許認可の審査期間・審査基準の徹底した統一化、認定申請・認定から3年以内に当該許認可が合理的に取得可能であるとするスケジュールの提示、その内容の周知などに、経済産業省・資源エネルギー庁が責任をもって対応すべき。	頂いた御意見は、政策立案の参考とさせていただきます。
3. 屋根設置太陽光発電設備に関する御意見		
① 屋根設置太陽光発電設備全般に関する御意見		
26	カーポートでの太陽光発電を促進すべき。	頂いた御意見は、政策立案の参考とさせていただきます。なお、駐車場の屋根に係る太陽光発電設備については、改正後の本施行規則の手續・要件を充足し、建物登記等求める資料を全て準備できる建物に設置する場合には、屋根設置太陽光発電設備として取り扱われることとなります。
② 建築基準法に基づく検査済証に関する御意見		
27	検査済証の提出について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「畜舎特例法」という。）の対象建築物の取扱いはどうなるのか。畜舎特例法のA構造基準は、建築基準法と同等の構造基準であることも踏まえ、A構造基準・B構造基準のそれぞれに適合するものへの配慮が必要ではないか。	事業用太陽光発電の調達価格・基準価格については、2023年10月以降、地上設置／屋根設置の設置形態ごとに設定されます。これに伴って、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見（2023年2月）」においては、「不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないよう、その外延を明確にしておくことが重要である」と取りまとめられています。 これを踏まえ、本年7月の調達価格等算定委員会においては、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、太陽光発電設備を設置する建物の構造等を確認する観点から、建築基準法に基づく検査済証を確認する方向が取りまとめられています。 お尋ねの畜舎特例法に基づく対象建築物（A構造基準・B構造基準）に係る基準は、建築基準法に基づく検査済証に係る基準とは異なる点もあることから、建築基準法に基づく検査済証の取得と同等とみなせるかどうかについては、慎重な検討が必要と考えています。
③ 不動産登記法に基づく表題登記に関する御意見		
28	表題登記について、当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに当該表題登記を完了することを求めているが、「運転開始までに」ではなく「運転開始後3ヶ月以内に」とするなどの猶予を設けてほしい。	事業用太陽光発電の調達価格・基準価格については、2023年10月以降、地上設置／屋根設置の設置形態ごとに設定されます。これに伴って、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見（2023年2月）」においては、「不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないよう、その外延を明確にしておくことが重要である」と取りまとめられています。 これを踏まえ、本年7月の調達価格等算定委員会においては、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、太陽光発電設備を設置する建物の構造等やその設置場所を確認する観点から、不動産登記法に基づく建物表題登記を確認する方向が取りまとめられています。併せて、申請時点では建物が建築中であるといった事情がある場合、運転開始時までに提出することの誓約を求めた上で、誓約に基づく関係資料の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定の取消しを行うといった厳格な対応を行う方向が取りまとめられています。今般の措置は、こうした議論を踏まえたものです。 新たに設定される屋根設置太陽光発電設備における再エネ電気の不適切な買取りを防ぐためには、こうした厳格な対応が不可欠と考えています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
④ 電気事業法に基づく工事計画届出・使用前自己確認結果届出に関する御意見		
29	「事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準」として、電気事業法に基づく工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の提出を求めることは不適切ではないか。これらの電気事業法に基づく届出は、事後的な変更が可能なものであり、許認可でもないため、事業実施の確実性は担保されない。こうした届出により、「事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる」かどうかを確認できるのか。悪質な事業の抑止にはならないのではないか。その代わりに、土地関係の法令遵守を確認することにはどうか。	事業用太陽光発電の調達価格・基準価格については、2023年10月以降、地上設置／屋根設置の設置形態ごとに設定されます。これに伴って、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見(2023年2月)」においては、「不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないよう、その外延を明確にしておくことが重要である」と取りまとめられています。
30	電気事業法に基づく工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の提出を求めなくとも、電気事業法の規制に委ねれば十分ではないか。電気事業法の規制により、再エネ電気を買収する電力会社との関係でも抑止力が働くのではないか。	これを踏まえ、本年7月の調達価格等算定委員会においては、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、太陽光発電設備を設置する建物の構造等、その支持物の構造等、その設置場所を確認する観点から、建築基準法に基づく検査済証の写し、不動産登記法に基づく建物表題登記、パネル設置図面、外観写真の提出を求めることに加えて、電気事業法に基づく工事計画届出書・使用前自己確認結果届出書が不備なく提出されているかを確認する方向が取りまとめられています。今般の措置は、こうした議論を踏まえたものです。
31	電気事業法に基づく使用前自己確認結果届出書は、設備の設置完了後、使用開始前に自主確認を行い、その結果を届け出るものである。すなわち、この届出を認定申請時に求めると、運転開始する直前まで認定申請ができないということにならないか。現行施行規則の「既に発電を開始しているものでないこと」という認定基準と齟齬をきたすのではないか。また、この場合に、認定がなされるまで運転が開始できないとすると、認定申請から認定までの間(3ヶ月程度)、設備が設置完了しているにもかかわらず、運転が開始できない期間が生じることにならないか。	電気事業法に基づく工事計画届出書・使用前自己確認結果届出書については、FIT/FIP認定申請時ではなく、運転開始時までに提出することを求めることとします。ただし、FIT/FIP認定申請時においては、これらの届出書の写しを運転開始までに提出することの誓約を求めた上で、誓約に基づく関係資料の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定の取消しを行うといった厳格な対応を行うこととします。
32	屋根設置太陽光発電設備について、電気事業法に基づく工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の提出を求めるとのことだが、10kW未満の複数太陽光発電設備設置事業は、これらの電気事業法に基づく届出の対象外であり、届出書の提出を求めることはできない。このため、電気事業法に基づく工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の提出を求めるべきではない。	御意見のとおり、修正いたします。
4. 経過措置・施行期日に関する御意見		
33	本措置は、令和5年10月1日から施行するとされているが、措置の適用開始日は、「申請日」「申請書が到達した日」「認定日」のいずれになるのか。本措置は、遡及適用されるのか。あるいは、施行以降の新規申請案件にのみ適用されるのか。	当該許認可の認定申請要件化に関しては、FIT・FIP認定の申請(新規認定・変更認定)を行った再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しないこととする経過措置を設けます。 ①入札対象案件以外は、2023年10月1日前にFIT・FIP認定の申請(新規認定)を行った場合 ②入札対象案件は、2023年10月1日前に入札の事業計画受付締切りが到来する場合 ③再エネ海域利用法対象案件は、2023年10月1日前に公募占用計画の提出期限が到来する場合 屋根設置太陽光発電設備に係る取扱いに関しては、2023年10月1日以後にFIT・FIP認定の申請(新規認定・変更認定)を行った再生可能エネルギー発電事業計画について適用します。